

■ 申告に必要なもの 準備ができたならチェック

- マイナンバーカードまたはマイナンバーの通知カードと運転免許証等の身元確認書類
- 印鑑(朱肉を使用する印鑑)
- 申告用紙(すでにお持ちの場合)
- 給与・公的年金等の源泉徴収票(扶養親族分もご持参ください)
- 郵便局や保険会社等から送付される「支払調書」等の受取金額が分かるもの
※個人年金、生命保険の一時金や損害保険の満期返戻金は掛金等を差し引いた金額がそれぞれ雑所得、一時所得となります。
- 所得税が還付される場合は、申告者本人名義の金融機関・口座番号が分かるもの
- 農業・営業等による事業所得、不動産所得のある人は、収支内訳書(領収書等もご持参ください)
- 医療費控除を受けようとする人は、支払金額と保険金等の集計表と領収書
- 生命保険料、地震保険料、国民年金保険料、寄付金などの各種領収書・控除証明書

■ 申告に関する注意

- ① 申告用紙は、税務課、各地域局、各地域市民センターに備えています。(市の相談会場で申告する場合は不要)
- ② 収入がなかった人や遺族年金・障害年金・失業給付金等の非課税所得のみの方も、国民健康保険税等の軽減判定や保育料の算定などのために申告が必要です。
- ③ 介護保険の要介護認定を受けている人は、障害者控除の対象になる場合があります。事前に「障害者控除対象者認定書」を市役所で受け取りご持参ください。また、医療費控除の対象となるおむつ代は、最初の年は医師の証明が必要ですが、2年目からは介護保険の主治医意見書により、確認書の発行が市役所でできる場合があります。詳しくは、介護保険課(☎(21)0299)、または各地域局へ問い合わせください。
- ④ 市民税・県民税で、寄付金の税額控除を受けるには「寄付金税額控除申告書」に寄付金受領証明書を添付して提出してください。申告書は税務課、各地域局、各申告会場に備えています。ただし、確定申告で寄付金控除の適用(2千円を超える部分)を受ける場合は、市へ申告書を提出する必要はありません。また、地方公共団体に対する寄付金(ふるさと納税)については、基本控除に加え、2千円を超える部分について一定の限度まで、特別控除が適用されます。



■ 申告の際にあると便利なもの

申告の際に、利用者識別番号(イータックス イー タックス を利用するために必要な番号)を用意しておく、マイナンバーと身元確認書類の写しの添付が不要になります。また、源泉徴収票や医療費の領収書などの添付書類を省略することができます。

- 利用者識別番号の取得方法…インターネットで【e-Tax開始届出】と検索し、「開始届出(個人用)新規」から必要事項を登録して取得してください。詳しくは、国税庁のホームページ(<http://www.e-tax.nta.go.jp>)をご確認ください。

お気軽に
ご相談ください



お早めに！
申告相談期間
2月16日(木)～3月15日(水)
税の申告準備

■ 申告が必要な人

- ① 給与・公的年金等以外に、農業・営業等による事業所得や不動産所得、配当所得、譲渡所得等のある人
 - ② 年間の公的年金等の収入金額が400万円、または給与収入が2000万円を超える人
 - ③ 2か所以上から給与を受けている場合で、年末調整をしなかった給与がある人
 - ④ 日給で働く給与所得者や、中途退職等により年末調整が済んでいない人
 - ⑤ 源泉徴収票に記載されていない扶養控除・寡婦(夫)控除・障害者控除・医療費控除等の各種控除を受けようとする人
 - ⑥ 次年度で非課税証明書等が必要な人
- ▽給与所得には、パート・アルバイトの所得も含まれます。
▽個人年金は公的年金等に含まれません。申告が必要です。
▽所得税の確定申告書を提出した人は、市民税・県民税の申告書の提出は不要です。
- ※住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)を初めて受ける人、事業所得の申告を初めてする人、税務署から申告書を送付された人、青色申告の人は、高梁税務署(向町13 ☎(22)2546)で、申告をお願いします。

市民税・県民税の申告と所得税の確定申告の相談会を行います。早めに準備し、最寄りの会場(7ページ)へお越しください。申告に關して不明な点がありましたら事前に問い合わせください。

税務課市民税係 ☎(21)0214

ご注意ください！ 所得がない人も申告をしていないと…

- ▶ 幼稚園、保育園、こども園の保育料の算定ができません。
- ▶ 市営住宅入居の申し込み等の各種申請に必要な所得証明、課税証明書が発行できない場合があります。
- ▶ 国民健康保険、後期高齢者医療制度に加入している人は、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料の軽減措置が受けられない場合があります。